

第7回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会  
意見要旨

日 時：平成23年5月24日（火） 13：30～17：00  
場 所：豊玉町保健センター

<出席者> 委員：13名 事務局：3名

<内容>

○ 条例（たたき台）の検討について

⇒ 前回の検討委員会で、第4章の検討に入っていたため、今回は第4章からの検討とし、最後まで検討した後に、検討中に出た課題についての協議を最初から行うこととした。  
資料1にそって章ごとに事務局が説明し、あらかじめ取りまとめておいた意見の協議等を行った。

《第4章》市政運営

<委員の意見>

**[第14条]**

- ・ 異なる部署から似た経費が出されることがあり、事業をする際など混乱してしまう。横の連携が取れ、かつ機動性を求める表現は難しいか。  
⇒ 市役所の組織体制からはなかなか難しい。
- ・ “柔軟で流動的”は必ずしも必要ではないのではないか。
- ・ “能率的”“効果的”はどう違うのか。似た言葉が並んでいる気がする。

[第14条まとめ]

- ・ “能率的で、効率的な”を“能率的で、効果的な”に改める。
- ・ “流動的な”を“機動性のある”に改める。

**[第15条]**

- ・ 第15条第3項に有村委員の意見を追加してはどうか。

[第15条まとめ]

- ・ 有村委員の意見については事務局内で一旦検討させてもらう。
- ・ “機会並びに広く”を“機会を確保し広く”に改める。

**[第16条]**

- ・ 健全な財政運営についての記述が簡単すぎる。数項に分けてあげた方がよい。

[第16条まとめ]

- ・ “ 行政は、将来にわたって財政の健全化を確保するため、中長期の財政計画を策定しなければならない。  
2 予算及び決算その他の市の財政状況について市民に分かりやすく公表しなければならない。”に改める。

**[第 18 条]**

- ・ “個人の権利利益の保護” というのが読みづらい。

**[第 18 条まとめ]**

- ・ “個人の権利利益の保護” は “個人の権利と利益の保護” に改める。

《第 5 章》情報共有、参画及び協働

〈委員の意見〉

**[第 20 条]**

- ・ “分かりやすく、かつ、適時に” の “かつ、” を削除してはどうか。

**[第 20 条まとめ]**

- ・ 第 1 項中の “、かつ、” を削除する。

**[第 21 条]**

- ・ 説明責任を条文化していただきたい。
- ・ 説明責任についての条文を追加することについて、行政を責めるわけではなく、スピード化を求めたい。誠実に速やかに対応していただければよいと思った。

**[第 21 条まとめ]**

- ・ 責任説明について高松市の条文を参考に条文化する。

**[第 22 条]**

- ・ “基本的な政策” とは何か。  
⇒ こういった条例や、地域の基本計画など公聴制度の範囲内のものをいう。
- ・ 何かを決めるときは、必ずパブリックコメントを求めないといけないのか。  
⇒ 手続きとしては取る方向でと考えている。
- ・ パブリックコメントを受けて意思決定した分を公表する旨の追記はないのか。
- ・ “意思決定を行わなければならない” を “策定しなければならない” に変えたら不都合はあるか。  
⇒ 意見を受けて委員会等にはかるため、現行の方が重みがあると考えられる。

**[第 22 条まとめ]**

- ・ 全文を通し、“意志” を “意思” に改める。
- ・ パブリックコメントを受け、意思決定したものを公表する旨を条文化するかどうかについては、後日協議する。

**[第 23 条]**

- ・ 今年度は女性の登用が少ない。  
⇒ 後の男女共同参画で取り上げる。
- ・ 全体的な語尾について、“努めなければならない” とあるが、“しなければならない” との違いはどこにあるのか。

**[第 23 条まとめ]**

- ・ “努めなければならない” は努力規定、“しなければならない” は義務となる。これについてはワーキング部会でも話が出たので、次回の検討委員会までには検討したものをお知らせしたい。

**[第 24 条]**

- ・ “主体的に”を“積極的に”に改めてはどうか。
- ・ 市民参画の意味合いが分かりにくい。現に、回覧板にしても申込期日や開催日時が切れたものが多い。
  - ⇒ “情報の共有”に当てはまる事項なのではないか。

[第24条まとめ]

- ・ “主体的に”を“積極的に”に改める。

[第26条]

- ・ “男女が社会的の対等な構成員として”等、強い言葉を入れたほうがよい。
- ・ 一般的に女性は弱いとされているが、最近では男性でも弱者がいる。男女平等という意味を考えると取扱いが難しい。

[第26条まとめ]

- ・ 平山委員の意見に“男女が社会の平等な構成員として”を盛り込み、次回、事務局から提案し協議する。

《第6章》住民投票

- ⇒ 事務局より、**資料3**を参考として現行の対馬市の条例（案）は非常設型であることを説明した。

〈委員の意見〉

[第27条]

- ・ 住民投票についてはとても難しい。まず、この条文を条例（案）に入れるかどうか、入れるならどの程度まで踏み込むかが問題になる。今回は情報提供程度にし、次回の検討委員会で時間をとって検討してはどうか。
- ・ 現実に住民投票が行われた事例はあるのか。
  - ⇒ 地方自治法に則って行われたリコール等があったことを説明した。
- ・ 先日行われた、病院移転にかかるアンケートは時間があれば住民投票の対象になるのか。
  - ⇒ 地方自治法の中に具体的な規定はないが、可能性はあると思われる。
- ・ 安易に住民投票が乱発されるようなことは避けないといけない。

[第27条まとめ]

- ・ 住民投票については、条例（案）に含めるか、含めるならどの程度まで定めるかは次回検討委員会で協議する。
- ・ 事務局は、全国で住民投票が行われた事例の一覧を参考として委員へ配布する。

《第7章》国際交流の推進 《第8章》自然環境との共生によるまちづくり

〈委員の意見〉

- ・ 第28条について、条文の中に一国の名称（韓国）を入れるのはどうか。
- ・ 韓国を入れた現行がよいのではないか。
- ・ 韓国のみを示しているわけではないし、東アジアと書くと広すぎるので、それならあえて書かないほうがよいのではないか。国際交流を考えるのであれば、もっと広域（アメリカ等含めた形）で考えたほうがよい。

- ・ 第 28 条、第 29 条は必要か。総合計画内にあるものを敢えてあげないといけないのか。総合計画は市の施策であり、市民基本条例は市民・行政・議会の役割等についてうたっている。そう考えると、この条例に市の施策は不要なのではないか。
  - ・ 第 29 条について、どちらかという環境条例にあてはまるのではないか。
  - ・ 今後は自然との共生や再生をはかるべきであり、人と自然が共存する文言がほしいと思う。
  - ・ この条文を残すのであれば、対馬らしいところをどのように探求していくかが課題となる。この第 7 章と第 8 章を一緒にするのはどうか。残すなら章を 1 本化して、強調したいものをはっきりさせる手段もある。
  - ・ “個性を出したい” “分かりやすい” と考えれば、やはり対馬は韓国抜きには考えられない。市外の方からもそのように考えられている。現行の方がよいと思う。
- [第 28 条、第 29 条まとめ]
- ・ 次回検討委員会にて、いくつかの（案）を提示し、それを元に検討する。

## 《第 9 章》条例の検証及び見直し

### ＜委員の意見＞

#### [第 30 条]

- ・ “別に条例を定めるところにより” を、要綱等に改めてはどうか。

#### [第 30 条まとめ]

- ・ “別に条例を定めるところにより” を “別に定めるところにより” に改め、規則若しくは要綱で取り扱う。

#### [その他]

- ・ 『命を守る』ということからも、危機管理体制についてどこかに加えてはどうか。
- ・ 危機管理体制とは、今、避難場所の再検討をしているが、加えるとしたらそういう内容になるのか。
  - ⇒ （事務局より加える場合の文例を紹介。）入れるとすれば、市政運営の最後に入れるのがよいと考えられるが、入れる場合についての条文（案）等については次回提案する。

## 《条例（たたき台）の修正案協議》

※ 資料 2 の前文から第 4 章まで、事務局より説明。

### ＜委員の意見＞

- ・ 前文について、他の自治体には雨森芳洲等のように氏名を用いた例はなかった。氏名が入っていることについて、やはり違和感がする。
  - ⇒ 前文については、全てを見直した後に再度検討する。
- ・ 第 7 条第 3 項の“分任”は分かりづらい。地方自治法ではどのような表現になっているのか。

- ・その他の項目については、事務局提案どおりに決定。

○ 条例名募集の方法（案）について

〈委員の意見〉

- ・ 条例名の採用者には何か賞品があるのか。

⇒ 市民協働の観点から、今のところは予定していない。検討委員会で必要だという声があがれば検討する。

○ 地域との意見交換（案）について

委員から特に意見はなかったが、地域との意見交換会の予定時期について、事務局より平成23年8月中旬～9月上旬に変更する旨説明した。

《まとめ》

今回で各章ごとの検討を終え、条例（案）全体の見直し協議に入った。次回検討委員会は、今回検討を終えた条文以降についての検討をし、最後に前文の見直しを行う。また、住民投票についての条文についても検討する。

次回検討委員会は6月1日に行う。開催文書を送付する旨連絡した。

以上の連絡事項を終え、17時に終了した。